特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

　福島県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

福島県後期高齢者医療広域連合

公表日

令和7年8月22日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	＜制度内容＞ 　後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。 ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・住民基本台帳法 第30条の9(支払基金)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法　第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) （照会)別表第二　項番80、81 　　番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第43条 （提供)別表第二　項番1、2、3、4、5、9、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、120 　　番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第59条の3 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) （照会)第1項 第1号 （提供)第1項 第2号 （委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合で	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福島県後期高齢者医療広域連合　業務課
②所属長の役職名	業務課長

6. 他の評価実施機関

－

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福島県後期高齢者医療広域連合　総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒960－8043　福島県福島市中町8番2号　福島県自治会館2階　TEL:024－528－9025

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務において、マイナンバー登録や副本登録の際には、住民基本台帳情報との連携を基本としているため、極力人手を介在させない作業で行っている。変更申請や未入力の情報連携はシステム上でエラー確認機能で対象者を補足し市町村へ確認及び登録依頼が可能である。他に、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の取扱い、保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査

実施の有無	[　　] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[〇] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策　　[〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[　　　　　] ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】		[　　　　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県 ごとに後期高齢者医療広域連合（その都道府県	後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県 ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県	事後	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	（記載なし）	また、他の医療保険者等と共同して「被保険者 等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期 高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を	後期高齢者医療制度では、広域連合と市町村 が連携して事務を行う。	事後	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	（記載なし）	(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者 の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	（記載なし）	(※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が 必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	（記載なし）	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必 要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	（記載なし）	4．加入者情報作成(「1．資格管理業務」に付随 する業務)	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	（記載なし）	5．副本作成(「1．資格管理業務」、「3．給付業 務」に付随する事務)	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	（記載なし）	6．情報照会(「1．資格管理業務」、「2．賦課・収 納業務」、「3．給付業務」に付随する事務)	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	（記載なし）	7．地方公共団体情報システム機構からの個人 番号入手(「1．資格管理業務」に付随する事務)	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを	後期高齢者医療電算処理システム	・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以 下「標準システム」という。)	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 ３．個人番号の利用	・番号法 第9条および別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	・番号法 第9条および別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 ４．情報提供ネットワークシス	実施しない	実施する	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 ４．情報提供ネットワークシス	（記載なし）	・番号法　第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)	事前	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅰ　関連情報 ５．評価実施機関における担	総務課長　八巻靖之	総務課長	事後	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数	平成27年5月1日　時点	平成28年11月30日　時点	事後	再評価に伴う変更
平成29年2月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数	平成27年5月1日　時点	平成28年11月30日　時点	事後	再評価に伴う変更
平成30年2月20日	Ⅰ　関連情報 ４．情報提供ネットワークシス	・番号法　第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)	・番号法　第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)	事後	法令に合わせた記載の修正
平成30年8月31日	Ⅰ　関連情報 ３．個人番号の利用	・番号法 第9条および別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	・番号利用法 第9条および別表第一第59号 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務	事後	文言の修正
平成30年8月31日	Ⅰ　関連情報 ４．情報提供ネットワークシス	・番号法　第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)	・番号利用法　第19条第7号(特定個人情報の提 供の制限)	事後	文言の修正
平成31年3月22日	Ⅳ　リスク対策		項目を追加	事後	
令和3年11月30日	Ⅰ関連情報 ②事務の概要	〈制度内容〉2段落目 後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)	〈制度内容〉2段落目 後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)	事後	文言修正
令和3年11月30日	Ⅱしきい値判断項目	１．対象人数 30万人以上	１．対象人数 10万人以上30万人未満	事後	対象人数減少に伴う変更
令和3年11月30日	Ⅲ　しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付 けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	事後	対象人数減少に伴う変更
令和3年11月30日	Ⅳ　リスク対策	１．提出する特定個人情報保護評価書の種類 基礎項目評価書及び全項目評価書	１．提出する特定個人情報保護評価書の種類 基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	対象人数減少に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以 上)になると、現在加入している国民健康保険や	後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以 上)になると、現在加入している国民健康保険や	事後	文言修正
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	（記載なし）	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運 営を図るための健康保険法等の一部を改正する	事後	再評価に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	後期高齢者医療制度では、広域連合と市町村が 連携して事務を行う。	後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連 合と市町村が連携して事務を行う。	事後	文言修正
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	１．資格管理業務 ・被保険者証等の即時交付申請	１．資格管理業務 ・被保険者証等の即時交付申請	事後	再評価に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以 下「標準システム」という。)	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以 下「標準システム」という。)	事後	文言修正
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用	・番号利用法 第9条および別表第一第59号 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	法令名修正
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	・番号利用法　第19条第7号(特定個人情報の提 供の制限)	・番号法　第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)	事後	法令名・条番号修正
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報 5.評価実施機関における担当	福島県後期高齢者医療広域連合　総務課	福島県後期高齢者医療広域連合　業務課	事後	課名変更
令和5年1月31日	Ⅰ　関連情報 5.評価実施機関における担当	総務課長	業務課長	事後	役職名変更
令和7年8月15日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業－ 人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	（項目なし）	十分である	事前	様式改正に伴い新規記載
令和7年8月15日	Ⅳ　リスク対策8．人手を介在さ せる作業－　人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	（項目なし）	マイナンバー利用事務において、マイナンバー登 録や副本登録の際には、住民基本台帳情報との 連携を 基本としているため、極力人手を介在させない作 業で行っている。変更申請や未入力の情報連携 はシステム上でエラー確認機能で対象者を補足 し市町村へ確認及び登録依頼が可能である。他 に、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関し て手作業が介在するが、いずれの局面において も複数人での確認を行うなど、人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモ リを含む。）の取扱い、保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の 廃棄	事前	様式改正に伴い新規記載
令和7年8月15日	Ⅳ　リスク対策 11．元も優先度が高いと考えら れる対策	（項目なし）	［〇］全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	様式改正に伴い新規記載